

平成22年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：清掃事業に関する事務の執行等について【意見分】

部局等名 環 境 部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	VI. 資源ごみの回収事業 資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について 集団資源回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。 今後は、収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。	資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしており、経済合理性の観点から検討を行う予定はありません。 行政回収については、収集品目の混載など収集方法の多様な可能性を検証しながら収集コストの把握を行うとともに、コスト試算の方法等、定期的な検討方法の検討を行ってまいります。 (資源循環推進課)	資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、現在も資源集団回収を積極的に推進してきているところでございます。 また、資源のごみの収集コストにつきましては、毎年試算を行っており、その結果を基に収集方法の見直しやコストの削減に向けて取り組んでいるところでございます。 今後につきましても資源収集量の増加とそれに伴う可燃ごみの減量を最重要目的として、他自治体の例やモデル試行等を通じて、定期的な情報収集と分析による検証・見直しを含め、市民協働による資源収集を推進してまいります。 (資源循環推進課)